

## 配管工の専任配置の取扱いについて

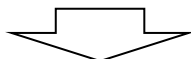
現在、松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として技能資格を持つ配管工を専任で配置することとしていますが、**令和7年2月1日から下記のとおり配管工の専任配置の取扱いを変更します。**

### 記

#### 【改正前】

松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として「配管工」を専任で配置すること。(1工事現場につき1人の「配管工」)

ただし、当初請負金額4,000万円未満の水道管工事(松山市公営企業局発注案件)については2工事まで「配管工」の兼務を認める。(2工事現場につき1人の「配管工」)



#### 【改正後】

松山市公営企業局発注の水道管工事においては、原則として「配管工」を専任で配置すること。(1工事現場につき1人の「配管工」)

ただし、**当初請負金額4,500万円未満の水道管工事**(松山市公営企業局発注案件)については2工事まで「配管工」の兼務を認める。(2工事現場につき1人の「配管工」)

#### 【一般競争入札の申請書類】

一般競争入札の案件で、公告個別事項の表中「資格等(配管工)」に掲げる配管工の配置を必要とする工事は、申請時に次の書類を提出してください。

- ・(様式)入札参加資格審査資料(配管工)
- ・配管工の資格等(技能資格者証の写しなど)
- ・継続雇用を証する資料(健康保険被保険者証の写しなど)

その他の申請書類については、これまでと変更ありません。

### 【注意事項】

- 「配管工」とは、松山市公営企業局技能資格者（耐震継手資格を有する1級配管工）又は公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者をいいます。
- 「配管工」は、同一工事・他工事を問わず次の技術者等とは兼務を認めません。
  - ・ 現場代理人
  - ・ 主任技術者
  - ・ 監理技術者
  - ・ 監理技術者補佐
- 「営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）」は、当初請負金額4,500万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）についてのみ、「配管工」として配置できます。

また、2工事まで「配管工」の兼務を認めます。

### 【兼務のための手続き】

契約日までに別紙様式「配管工兼務届」を松山市総務部契約課に提出してください。

### 【配管工の配置解除の手続き】

配管工事が終了したら、配管工の配置解除申請を行い、確認を受けることによって配管工の配置を解除することができます。別紙様式「配管工の配置解除申請書」を工事担当課の監督員に提出してください。

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市総務部契約課（工事担当）  
電話 089-948-6453・6454  
FAX 089-934-1767

入 札 参 加 資 格 審 査 資 料  
(配管工)

商号又は名称：\_\_\_\_\_

配管工の資格

配管工氏名	
資格等	<input type="checkbox"/> 松山市公営企業局技能資格者（耐震継手資格を有する1級配管工） <input type="checkbox"/> 公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者 <hr/> ※該当工事のみ <input type="checkbox"/> 配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講者
営業所技術者等との兼任	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
雇 用 状 況	<input type="checkbox"/> 公告日以前より継続雇用している
現在従事中の工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （有の場合は、下記に従事工事件名と配置要件の確認を記入すること）
従事工事件名	
配置要件の確認	<input type="checkbox"/> 配管工の配置要件を満たしている。 （現場代理人、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐として配置がないこと など）

【配管工の配置要件】

1. 「配管工」は、次の要件を全て満たす者を専任で配置すること。  
 ただし、当初請負金額 **4,500** 万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）については、2 工事まで兼務できる。
  - ア 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - イ 個別事項の表中「資格等（配管工）」に掲げる資格等を証する書類を添付すること。
    - ・松山市公営企業局技能資格者・・・技能資格者証の写し（両面）
    - ・公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿に登録されている耐震継手配水管技能者  
 ・・・・公益社団法人日本水道協会配水管技能者登録証の写し
    - ・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講者  
 ・・・・配水用ポリエチレンパイプシステム協会の講習会受講証の写し
  - ウ 公告日以前に申請者と恒常的な雇用関係にある者であること。
2. 「配管工」は、同一工事・他工事を問わず次の技術者等とは兼務を認めない。
  - ・現場代理人
  - ・主任技術者
  - ・監理技術者
  - ・監理技術者補佐
3. 「営業所技術者等（旧：営業所の専任技術者）」は、当初請負金額 **4,500** 万円未満の水道管工事（松山市公営企業局発注案件）についてのみ、「配管工」として配置できる。また、2 工事まで「配管工」の兼務を認める。

【兼務のための手続き】

落札決定後、契約日までに別紙様式「配管工兼務届」を松山市総務部契約課に提出してください。

【配管工の配置解除の手続き】

配管工事が終了したら、配管工の配置解除の届出を行い、工事担当課で確認を受けることで配管工の配置を解除できます。

別紙様式「配管工の配置解除について（届出）」を工事担当課の監督員に提出してください。

年 月 日

## 配管工兼務届

(提出先) 松山市公営企業管理者

所在地  
商号名  
代表者

下記工事に係る配管工を兼務配置したいので届出いたします。  
なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し安全管理及び工程管理に万全を期し、  
万一、兼務が適当でないと判断された場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

兼務させる 配管工	氏 名			
	生年月日			
現行工事	工事担当課		監督員	
	工 事 名			
	履行場所			
	当初請負金額			
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
兼務工事	工事担当課		監督員	
	工事名			
	履行場所			
	当初請負金額			
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日 ※契約保証を未提出で工期が不確定の場合は記入不要。		

(様式1)

年 月 日

(提出先)

松山市公営企業管理者

(請負業者)

住 所

氏 名

配管工の配置解除について (届出)

( 工事名を記載 ) に配置している配管工を配管工事が終了したので解除を届出いたします。

記

1 解除を届出する配管工

氏 名 : \_\_\_\_\_

2 請負金額 : \_\_\_\_\_ 円

3 工事場所 : \_\_\_\_\_

4 工 期 : \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日

工事担当課 確認・受付印

工事担当課 確認・受付印